

令和 8 年 3 月 1 3 日

### 3 教員不足の現状と人材確保について

#### (1) 教員不足の理由について

- ① 学級規模の適正化（小学校 4 0 人学級→3 5 人学級）や、特別支援学級的大幅な増加により、教員の需要が増加していること。
- ② 教員の労働環境の厳しさによるストレスや健康問題により、休職したり、辞めたりする教員が増加していること。
- ③ 環境面や待遇面の厳しさから教職の人气が大きく低下していること。
- ④ 都市部と過疎地域では、教員確保の難易度に大きな差があること。
- ⑤ ここ数年、教員不足の状態が継続しており、これまで臨時的に任用してきた者のほとんどが正式採用となり、産休や病休となる教員のピンチヒッターが枯渇していること。

#### (2) 大村市の現状

大村市を主たる勤務地として勤務する教員数は、大村市が必要とする教員数を割り込んでおり、各学校が最低限必要とする人員の穴を埋めることにも大変苦勞している状況である。

今年度の実績で見ると、不足を補う臨時的任用教員の数は、小学校で 4 7 名、中学校で 2 7 名の計 7 4 名に上る。

人材確保については、現在、県教育委員会と協力して取り組んでいるものの、深刻な人材不足により、本来はフルタイムで勤務していただきたいところを非常勤（短時間勤務）を任用するなどして、どうにか穴を埋めている状況である。

#### (3) 奨学金について

※ 奨学金については、別途資料を提示

## 他自治体等の教員を対象とした奨学金の免除・補助制度

### 1 日本学生支援機構

特に優れた業績を挙げたと認められる人で、かつ教職大学院を修了または教職課程認定の大学院を一定の条件のもと修了のうえで教員採用選考試験に合格し、正規教員として採用になる予定の人が申請できる制度です。申請後、学校の選考を経て機構へ教員枠での返還免除（以下、「教員免除」という。）の候補者として推薦された後、4月1日時点で正規教員として在職していること及び要件を満たしていることが確認できた人は、大学院在籍時に貸与を受けた第一種奨学金は全額免除となります。

⇒大学院で特に優れた業績を上げた人のみ対象

※特に優れた業績（学位論文の教授会での高い評価、学術雑誌への掲載又は表彰等、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れている、特許・実用新案等が優れた発明・発見、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績スポーツの競技会における成績）

### 2 東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業

本事業による支援を希望する都公立学校教員等採用者が、採用後1年間勤務し、その後も勤務を継続している場合に、当該採用者が奨学金の貸与を受けた団体に対し、代理返還制度を活用して、都教育委員会が奨学金返還費用の一部を直接支払う。

【補助金の額】 交付申請時点の返還残額の2分の1（上限150万円、10年間分割）

【採用人数】 不明

⇒教員の採用を行う自治体が実施

### 3 北九州市フレッシュティーチャー奨学金返還支援事業

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「公立学校」という。）において、子どもたちの教育を担う優れた人材を確保することを目的として、令和7年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験に合格し、教諭として採用された方を対象とする奨学金の返還支援事業を行います。

【補助金の額】 年額198,000円（採用2年目の1年度限り）

【採用人数】 若干名

⇒教員の採用を行う自治体が実施

#### 4 千葉市教員奨学金返還サポート補助金事業

千葉市教育委員会（以下「市教委」という。）では、千葉市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を確保するため、令和6年度から令和11年度までに本市の公立小・中・中等教育学校・特別支援学校の教諭として新規に採用された方に、一定期間勤務すること等を条件として、日本学生支援機構から貸与を受けた第一種奨学金の返還を全額補助する事業を実施します。

【補助金の額】 交付申請時点の返還残額（卒業前4年間分対象、10年間分割）

【採用人数】 不明

⇒教員の採用を行う自治体が実施

#### 5 川崎市立学校教員奨学金返還支援事業

川崎市教育委員会では、本市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材の安定的な確保を目的として、川崎市立学校に教諭として採用され、一定期間勤務することを条件に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」といいます。）から貸与された奨学金の返還を支援する「川崎市立学校教員奨学金返還支援事業」（以下「本事業」といいます。）を実施します。

【補助金の額】 交付申請時点の返還残額（上限200万円、10年間分割）

【人数】 40名程度

⇒教員の採用を行う自治体が実施

#### <参考>

経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）（令和7年6月13日閣議決定）

#### 【抜粋】

（質の高い公教育の再生）

～前略～

教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。2029年度までを緊急改革期間と位置付け時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とし、学校・教師の担う業務の適正化やDXによる業務効率化、教育委員会ごとの取組状況の見える化、PDCAサイクルの強化、指導・運営体制の充実に取り組む。教職調整額の水準を2030年度までに10%に引き上げるとともに、職責や業務負担に応じたメリハリある給与体系への改善など、教師の処遇改善を推進する。2026年通常国会へ義務標準法250改正案を提出し、財源確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。地域卒の活用を含む教員養成大学等の機能強化、養成段階からの教師人材の育成・確保の仕組みの改革、研修の充実、奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討に取り組む。

～後略～

⇒国が今後取り組む可能性がある。